

令和4年 太田市教育委員会3月定例会会議録

開会年月日	令和4年3月16日（水曜日）午後2時	
閉会年月日	令和4年3月16日（水曜日）午後4時15分	
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室	
議 案（件 名）	結 果	
議案第7号	令和4年度太田市教育行政方針について	可決
議案第8号	太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について	可決
議案第9号	太田市教育委員会教育研究所設置に関する規則の廃止について	可決
議案第10号	太田市奨学生の決定について（秘密会）	可決
議案第11号	笹川清奨学生の決定について（秘密会）	可決
議案第12号	太田市教育委員会事務局の人事等について（秘密会）	可決
議案第13号	太田市文化財保護条例施行規則の一部改正について	可決
議案第14号	太田市立資料館及び記念館等条例施行規則の一部改正について	可決
議案第15号	太田市青少年センター相談員の任命について	可決
議案第16号	校長、副校長及び教頭の異動内申について（秘密会）	可決
議案第17号	太田市就学援助費支給規則の一部改正について	可決
議案第18号	太田市英語等の検定料助成金交付規則の一部改正について	可決
議案第19号	令和4・5年度太田市スポーツ推進委員の委嘱について	可決
議案第20号	太田市学習文化センター条例施行規則の一部改正について	可決
議案第21号	太田市美術館・図書館運営委員会委員の任命について	可決
議案第22号	太田市まちなか文化ルーム条例施行規則等の一部改正について	可決
議案第23号	太田市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について	可決

出席者		恩 田 由 之 (教育長) 佐 藤 真太郎 (委員) 野 村 路 子 (委員) 倉 嶋 慶 秀 (委員)	欠席委員	池田光男 (教育 長職務代理者)
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、 教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設 管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校 教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課 総務係長 (市民生活部副部長兼生涯学習課長、文化ス ポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸 術担当副部長、文化スポーツ総務課長、) スポーツ 振興課長、(スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施 設管理課長、文化課長、学習文化課長、) 美術 館・図書館長、(芸術学校担当課長、福祉こど も部副部長、こども課長)、スポーツ施設管理課 東部スポーツ施設係長、学習文化課管理係長 () は欠席者	書記・記 録	田又係長代理
議 題 及 び 議 事 の 大 要				
会議録署名委員 の指名	佐 藤 真太郎 委 員			
	倉 嶋 慶 秀 委 員			

事務局：

皆様こんにちは。本日は令和4年3月教育委員会定例会です。傍聴者はありません。教育長、進行をお願いします。

議長（教育長）：

太田市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第2、会議録署名委員は、佐藤委員、倉嶋委員をお願いします。

次に日程第3、教育長報告を申し上げます。

中学校の卒業式が無事終了しました。お世話になりました。しかしながら、コロナが若干増加傾向にあります。3月24日の小学校の卒業式が無事に終わればよいと思っております。

今年度が終わろうとしています。ぜひ新年度への準備をよろしく願いいたします。特に、ご退職なされる教育部長さん、文化財課長さん、大変お世話になりました。市政・教育行政にご貢献いただいたことに心より感謝申し上げますとともに、新たなステージでのご活躍をご期待申し上げます。

また、組織機構改革として、生涯学習課と青少年課が合併になります。教育部が再編されますので、さらにいっそう教育行政の推進、充実にご尽力いただきたいと思います。以上です。

それでは続きまして部長から報告をお願いします。

教育部長：

お世話になります。このところようやく春めいてまいりまして、暖かい日もありますがけれども、まだ少し寒の戻りもあるようです。ご自愛いただければと思います。今、お話がありましたが、新型コロナウイルスは、全国的には大分減少傾向にあるようでございますけれども、本市におきましては依然として高止まりの状況であります。特に小学生の感染が目立っておりまして、本日も市内で学級閉鎖している9校、9学級、すべて小学校であります。また感染経路も、昨年までは家庭内感染で親御さんとか兄弟の方からということが多かったのですが、今年に入ってから、経路不明のケースがほとんどであります。

このような中でありますけれども、3月21日までの群馬県のまん延防止等重点措置につきましては、延長はしないような方向で、現在検討がされているということでございます。このような状況ではあります。先ほど申しました市内の現状につきまして、学校や保護者の方々に周知をしまして、引き続き感染対策をしていく必要があることを、伝えていくことが重要かと思っております。

3月24日には小学校の卒業式を控えております。6年生を無事に送り出せるように、万全を期してもらいたいと思います。本日は年度替わりを迎えるということもありまして、非常に多くの案件がございます。簡潔明瞭な説明に心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に、日程第4、議事に入ります。本日は協議案件が17件、事務報告が4件と、多数でございます。議案第10号、11号、12号、16号については、秘密会の申し出がありましたので、すべての議事が終了した後、最後に協議したいと思います。よろしいですか。

全委員：

異議なし。

議長（教育長）：

ありがとうございました。長丁場になりますので、進行にご協力をお願いします。

それでは「議案第7号 令和4年度太田市教育行政方針について」教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長：

「令和4年度太田市教育行政方針について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

佐藤委員：

9ページの「高校教育の充実」というところで、商業科の高校卒業時の地元企業への就職率ですが、令和2年度の52.5%から現状値71%に大きく跳ね上がっているということで、これがまた72%の目標値になっていると思うのですが、これは、地元企業に子どもたちを就職させるということをより高めていくということは、それをプラスとして捉えていく、それを目標としていくということによろしいですか。

市立太田高校事務長：

はい。委員さんおっしゃるとおりです。やはり地元企業の中核を担えるような人材育成をしまして、できるだけ地元企業に貢献できるような形をとっていきたいということで、このような目標値になっております。

佐藤委員：

ありがとうございます。結果的に、商業科であれば就職率というものがその目標になるというのはすごく理解できるのですが、特に地元に残していく、地元へ貢献する人材を育てていくということが、商業科の念頭に置かれていて、それを今後も継続していくということが大事だという考えでよろしいですか。

市立太田高校事務長：

はい。委員さんおっしゃるとおりです。

佐藤委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にございますか。

倉嶋委員：

6ページの（10）情報教育の充実というところですが、今年度からGIGAスクール構想ということで、タブレットが児童生徒に配られました。実際は来年度がいよいよ発展する年になるのかなと思うのですが、教員側の指標はあるのですが、子ども達に対する勉強の指導の仕方や、活用の目標値等がないのですが、どのように進めていくのか教えていただけたらと思います。

学校教育課長：

太田市G I G Aスクール構想を3カ年計画で策定しております。その中で、今年度、令和3年度については「すぐにでも、どの教科でも、誰でも活用できるように」というキャッチフレーズとなっております。そして令和4年度は「教科の学びを深め、本質に迫る活用を行う」、令和5年度は「教科の学びをつなぐ活用を図る」としてまいります。このように、これは主に教職員の目標でもございますけれども、3カ年で授業の質を高めていく、当然、子どもたちへの授業における指導、または授業外の指導、こういうものを高めていく、そういう計画を立てて取り組んでおります。以上です。

倉嶋委員：

「情報教育」という表現は今までの表現でいいと思うのですが、これからすべての教科に関わってくるタブレット教育に対して、「情報教育」というだけの分野にくくって良いのか、少し疑問に思っています。各教科に対しての指導の方法や、設備に関してもそうですけれども、これからその全教科に対して、どのように目標値をたてていくかというのが、見えた方がわかりやすいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長：

倉嶋委員がおっしゃるように、ICTを活用した授業による質の向上というのは図られるべきでございます。そのことに関しましては、各教科等で学習指導要領というのが定められておりまして、各教科等の目標がございます。その目標を達成するために、ICTというのは一つの手段として入ってきます。ですから、そのICTが入ってきたから目標が変わるということではございません。ですから、ICTが入ることによって、より質の高い教育が行われ、その目標の達成が子どもたちの能力を広げたり深めたりすることができていく、という捉えでございます。以上です。

倉嶋委員：

内容は分かりました。ありがとうございました。一点要望ですが、モニターが全クラスに足らなくて、授業ごとに貸し借りをしなければならないですとか、プロジェクターの設置が足りないですとか、各学校でそういった状況を聞くことがありますので、全クラスが平均的にICTを活用した授業が受けられるような、予算執行をぜひお願いできればと思います。意見でした。

議長（教育長）：

ありがとうございました。他にございますか。他にご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第8号 太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について」教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長：

「太田市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部改正について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

佐藤委員：

31 ページ（「太田市教育委員会職員の勤務時間等により難しいものの勤務時間等に関する規則」）の市立太田高校の追加ですけれども、今までなかった経緯はどういったことでしょうか。

市立太田高校事務長：

追加になりましたのは、本校におきまして、事務室の職員になるのですけれども、事務分掌の中に「部活動の支援」という項目がありまして、部活動の支援を行っている職員がおります。部活動の支援は、やはりどうしても時間帯が夕方から夜間にかけてとなってしまいます。コロナ禍におきまして、時間外勤務削減が全庁的に行われておりますので、新しくこういった定時の時間帯を設けることになりました。現状ですとこういった時間帯を設定するのにあたりまして、年度当初に人事課の許可を得るような形で起案をして決裁をもらっているものでして、そういったことを省略させていただきたいということで、人事課と協議いたしまして、語句を追加させていただきました。

佐藤委員：

ありがとうございます。理解しました。

議長（教育長）：

他にご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第9号 太田市教育委員会教育研究所設置に関する規則の廃止について」教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長：

「太田市教育委員会教育研究所設置に関する規則の廃止について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第13号 太田市文化財保護条例施行規則の一部改正について」文化財課長、説明をお願いします。

文化財課長：

「太田市文化財保護条例施行規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第14号 太田市立資料館及び記念館等条例施行規則の一部改正について」文化財課長、説明をお願いします。

文化財課長：

「太田市立資料館及び記念館等条例施行規則の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第15号 太田市青少年センター相談員の任命について」青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長：

「太田市青少年センター相談員の任命について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第17号 太田市就学援助費支給規則の一部改正について」学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長：

「太田市就学援助費支給規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

佐藤委員：

11ページの5、通学費についてなのですが、「ガソリン代等」ということで、少し柔軟的に捉えられるような表現になっているのではないかと思います。これは要するに車の燃料費を指しているのかと思うのですが、（ガソリン以外に）EVとか水素燃料とか、5年10年たった時にそのようなことも考えられると思います。この費用算出方法というのは、距離計算なのでしょうか。

学校教育課長：

おっしゃるとおりです。

佐藤委員：

では、レンタカーの距離計算のような感じで、家から学校までの距離が何キロだから、リッター10キロで計算したら、現在の価格だとこのぐらいみたいな形になりますか。それとも領収書を提出させるような形になりますか。

学校教育課長：

通勤費等も距離で決まっております。その算定基準に則って、距離におきまして、算定されると認識しております。

佐藤委員：

わかりました。ありがとうございました。また、燃料の価格等も変動していくと思うので、今の計算式があると思うのですけれども、またその都度、2年ごとに見直すなど、対応をお願いします。

議長（教育長）：

他にございますか。ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということをお願いします。

次に「議案第18号 太田市英語等の検定料助成金交付規則の一部改正について」学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長：

「太田市英語等の検定料助成金交付規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第19号 令和4・5年度太田市スポーツ推進委員の委嘱について」スポーツ振興課長、説明をお願いします。

スポーツ振興課長：

「令和4・5年度太田市スポーツ推進委員の委嘱について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第20号 太田市学習文化センター条例施行規則の一部改正について」学習文化課係長、説明をお願いします。

学習文化課係長：

「太田市学習文化センター条例施行規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第21号 太田市美術館・図書館運営委員会委員の任命について」美術館・図書館長、説明をお願いします。

美術館・図書館長：

「太田市美術館・図書館運営委員会委員の任命について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

佐藤委員：

新任の方1名というのはどなたですか。

美術館・図書館長：

名簿の4番の染谷氏です。

佐藤委員：

市民の区分で入っている、再任になられる元太田市役所文化スポーツ部長の尾崎氏の専門領域はスポーツではなく、どちらかという文化人としての専門領域をお持ちということによろしいですか。

美術館・図書館長：

こちらの尾崎氏に関しましては、豊富な行政経験をお持ちの方で、私どもの館ができる際に、いろいろな構想等の準備段階から手掛けてきた方です。総合的に勘案してお願いいたしました。

佐藤委員：

ありがとうございました。理解できました。

議長（教育長）：

他にご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第22号 太田市まちなか文化ルーム条例施行規則等の一部改正について」美術館・図書館長、説明をお願いします。

美術館・図書館長：

「議案第22号 太田市まちなか文化ルーム条例施行規則等の一部改正について」
【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

次に「議案第23号 太田市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」スポーツ施設管理課係長、説明をお願いします。

スポーツ施設管理課係長：

「太田市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑がないようですので、本案は提案のとおりご承認ということでお願いします。

続いて日程第5、事務報告を取り扱います。最初に、「令和4年度学校教育指導の重点について」学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「令和4年度学校教育指導の重点について」 【概要説明】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑ございませんか。

倉嶋委員：

生徒指導のところでは不登校関係についてお伺いしたいのですが、フリースクール構想があると思うのですけれども、そういった対応はどのようにされるのか、教えていただきたいと思います。

学校教育課長：

まず、フリースクールについては、現在、学校教育課では研究段階であります。今、市長部局の行革推進課の方で担当しております、立ち上げに向けて動いているという事は聞いております。市教委の方ではフリースクールとの連携のあり方につきまして、現在研究を進めているところでございます。以上です。

倉嶋委員：

わかりました。部局が違うというところで、連携がこれから始まるという段階というふうに理解させていただきました。連携が始まった時に、ぜひ不登校の子たちが、より自分の居場所を確保しやすいように、市全体を挙げて取り組んでいただけたらと思います。各学校でも、もちろんそうしていただけたらと思うのですけれども。違う学校の通い方になるのかもしれませんが、それぞれが持っている得意な知識であるとか、興味あるものを取り込む、可能性が非常に高いフリースクール構想だと思うので、連携に際して、充実したスムーズな取り組み、交流ができるようにしていただければと思います。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、次の事務報告「令和4年度学校人権教育指導方針について」学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「令和4年度学校人権教育指導方針について」 【概要説明】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑ございませんか。

佐藤委員：

「目的」というところで「令和3年度人権教育推進状況調査等の成果と課題」とありますが、この課題をもとに、今回の指導方針が定められていると思うのですが、明らかにこれは課題であった、改善しなければならない課題であろうというものは、何かあったのですか。

学校教育課長：

これまでも、課題というものもございしますが、新たに出てきた、例えば性的マイノリティの方々への配慮、これも機運が高まってきて新たに設けたという、その捉えもございします。まず、継続した課題であるという捉えもあります。ですので、今まで取り組んできたことについて、大きな課題が発生しているということは、現在のところございしません。ですから新たな課題としまして、今、性的マイノリティというのもございしましたがけれども、例えば新型コロナウイルスについても、ここ2年間の大きな課題でございします。または、関係機関との連携というのも継続した課題でございしますし、例えばSNSの危険性、情報モラル、こういうことへの差別、これも昨今増加してきた課題でございします。そういう新たな課題に向けての取り組みに対して、主に取り組んでいく、そういう捉えでおります。以上です。

佐藤委員：

別に、課題は全くマイナス要素ではないと私は思っていて、どれだけ真剣に取り組んでも必ずその不十分な状態というのがあるとは思いますが。そこは、十分だという話になったら、逆にそれはまずい状態というか、逆にそれを疑わなければいけない、本当に十分だという判断そのものを疑わなければいけないのではないかと個人的には思っています。ですから、多分その十分な部分と、ここはもっとやらなければいけないという部分があって、そこが今、課題として出てきたのだと思います。ですので、非を認めるとかそういう話ではなくて、現状の評価というところで、ここは追加の課題として取り組まなければいけないなということは、表記して検討することはプラスではないかと思えます。もちろん、今現時点でも十分なことをされているのだと思うのですがけれども、今後も新しいことだけでなく、現在やっていることの部分で、新しいことが出てきてそれにエフォートが取られたときに、今やっていることのエフォートが下がるので、要するにマンパワーには限界がありますので、その部分について追跡調査を続けていただければと思います。ありがとうございました。

議長（教育長）：

ありがとうございます。他にございますか。

野村委員：

先生たちの研修に関するところなのですが、たくさんの研修に参加していただいて、お忙しいと思うのですが、小学校の低学年の先生が研修に行かれた時に、そのクラスをフォローする体制はありますか。特に、新任の先生は研修が多くて、クラスを空ける時間がとても多いと思うのですが、その時にきちんとクラスをサポートしていけるだけの先生の人数が、いらっしゃるのかなということを私は感じたのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長：

まず、初任者、新採用者でございますが、初任者後補充という制度がございます。つまり初任者研修でいなくなった教室、これを指導するための人的な配置がございます。または拠点校指導教員という、新採用者を指導する教員がついております。新採用以外の教員が研修に行く際には、その研修が主に午後に設定されており、例えば、空き時間の教員が補充で入る、または授業をずらして、そこを専科、例えば小学校でいえば音楽とか理科にあてがう、そのように、教育活動を工夫しております。いずれにしても、子どもたちだけで、自習をするということが生じないように、各小中学校とも工夫して取り組んでおります。以上です。

野村委員：

わかりました。ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にご質疑がないようですので、次の事務報告「指定学校変更・区域外就学における審査基準の変更について」学校教育課長、報告願います。

学校教育課長：

「指定学校変更・区域外就学における審査基準の変更について」 **【概要説明】**

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑ございませんか。

野村委員：

自分の希望する部活動がない場合、区域外の学校に通うことができる訳ですよ。例えば、バスケットボールなど、ちょっと遠いところに強い学校があった場合に、そちらの学校に通いたいということで、住所を移したということを知ったことがあります。そうした場合に、本当だったらその学区の子どもがレギュラーになれるところが、強い子が集まってしまっていてレギュラーになれなかったという話を聞いたことがあるのですけれども、そういったことは学校の方は周知の上で、そういう子どもを受け入

れたりしているのでしょうか。

学校教育課長：

あくまで、この指定学校変更の審査基準に基づいて行っているものでございまして、学校及び市教委としましては、保護者によって住所変更されれば、その住所に基づいて判断して対応している現状がございまして。また、しなければいけないものだと思います。ここにございまして、基本的にはこの6番、「指定学校に活動中の部活動等がない場合、または活動の停止を予定されている場合とし、自宅から最も近い学校とする」、このような基準がございまして。ですから、今、委員がおっしゃったバスケット等で、進学する該当校にない場合には、一番近い学校に、指定学校を変更できるということがございまして。この基準と、保護者の方が提出した住所、これをもとに、学校と市教委は判断せざるを得ない、ということがございまして。以上です。

野村委員：

例えば、その住所なのですから、お友達の家を借りて申請するとか、そういうこともあるのでしょうか。あった場合に、それも普通に受け入れられるのでしょうか。

学校教育課長：

基本的には親族の住所をその申請に使っている場合があるようです。友達の家ということは、これはありえない。やはりモラルというものがあると思います。ですから、そういうことが生じた場合には、よく事情を聞いて、しっかりそういう基準に則っているのか、モラルに則っているのかというのは、確認をさせていただいているところでございまして。以上です。

野村委員：

ありがとうございました。

議長（教育長）：

他にございますか。

倉嶋委員：

3の「調整区域に居住する場合」ですが、調整区域というのは何年かに一度見直しがあるのでしょうか。

学校教育課長：

調整区域は、ご存じのように規定されております。何年かに一度の改正があるかというご質問なのですが、今、私の方では認識しておりません。

議長（教育長）：

それでは、後ほど確認して報告してください。

学校教育課長：

はい。

倉嶋委員：

私の住む場所は調整区域なのですが、やはり住民としている区域で育つ子どもたちと地域外に通っている子どもたちとで、同じ町内に住んでいる子どもたちの交流がない。同じ学年でいても、交流がないエリアになるのですね。今、行政区域の問題や、安全安心に通える、距離が近い学校を選べるとか、いろんな条件があって学校が選べる場所というのが、市内各地あると思うのですけれども、例えば、バスで送り迎えをしていただけるエリアもたくさん増えていると思うのですよね。だから、近いから安全かということの議論は少し考え方を整理していただき始めたらいいのではないかなというふうに思っています。また、地域住民の声を聞いていただいて、子どもたちが大きくなった時に、このエリアに、例えば休泊地区に育ったのだけれども、同級生は葦川地区にしかいない。戻ってきたときに、休泊の子が何かしようと思っても、なかなかそこに地域愛が生まれにくいというふうに思っています。見直す機会があるのであれば、ぜひその地域住民の方々の声も聞いていただきたいと思います。

学校教育課長：

まず、調整区域の見直しについては調べて報告しますが、必要性が生じた場合にそれを見直しているというふうに捉えております。今後、学校規模の適正化、適正配置の審議会を、この前もご報告いたしましたとおり来年度から進めてまいります。その審議をした結果、各該当地区で委員会を立ち上げて、その中での話し合いというのを進めていくわけですが、その中で調整区または学校区の見直し等も含めて、審議をしていくことになると思います。以上です。

倉嶋委員：

わかりました。

議長（教育長）：

他にございますか。ないようですので、次の事務報告「令和3年度進路状況及び令和4年度入学者選抜志願者数の報告について」市立太田高校事務長、報告願います。

市立太田高校事務長：

「令和3年度進路状況及び令和4年度入学者選抜志願者数の報告について」

【概要説明】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑ございませんか。

議長（教育長）：

ご質疑等がございませんので、以上で事務報告を終了します。
事務局から連絡はありますか。

事務局：

事務局から連絡させていただきます。令和4年度の教育委員会4月定例会を、4月14日水曜日、午後2時から、尾島庁舎教育委員会室にて開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の定例会が今年度最後の教育委員会となります。ここで、今年度をもって退職となります職員の紹介とご挨拶を申し上げる時間をいただきたいと思います。退職者される方は2名です。順次名前を呼び上げますので、ご挨拶をお願いします。はじめに春山教育部長をお願いします。

教育部長：

（挨拶）

事務局：

続きまして、島田文化財課長をお願いします。

文化財課長：

（挨拶）

事務局：

ありがとうございました。事務局からは以上です。

議長（教育長）：

この後の議案第10号、11号、12号、16号については秘密会となります。議案に関係する方のみ、お残りください。暫時休憩とします。

— 休 憩 —

【 秘 密 会 】

学校教育課長：

「議案第16号 校長、副校長及び教頭の異動内申について」 【提案理由説明】

可決

教育総務課長：

「議案第10号 太田市奨学生の決定について」 【提案理由説明】

可決

教育総務課長：

「議案第11号 笹川清奨学生の決定について」 【提案理由説明】

可決

教育総務課長：

「議案第12号 太田市教育委員会事務局の人事等について」 【提案理由説明】

可決